

●パブリックコメントの実施結果について

(1) 実施状況

年月	概要
パブリックコメントの公表	令和 8 年 1 月 20 日 (火)
意見募集期間	令和 8 年 1 月 20 日 (火)～2月 20 日 (金)
公表場所	・市ホームページ ・市役所2階こども未来課窓口
公表資料	糸満市こども・若者計画(案) 糸満市こども・若者計画やさしい版(案)
意見を提出できる方	市内に住所を有する方 市内に事務所、事業所を有する個人、法人等 市内に勤務、通学している方等
ご意見件数	意見提出者 1 人 意見数 4 件

(2) 寄せられた意見への回答

	該当箇所	パブリック・コメント(ご意見)の内容	ご意見への回答	修正
1	全般	ウェルビーイングやアイデンティティ等普段聞きなれない言葉が並んでいます。日本語でわかりやすい表記をする等して用語の意味が分かるようにしてほしいです。 PDCAサイクル、リスクリングなど	本計画では、こども基本法や、こども家庭庁が示すこども大綱との整合を図るため、一部専門的な用語を使用しております。 しかしながら、ご指摘のとおり、分かりにくい表現があることから、本文中に注釈を追記します。	有
2	P.66	「施策 15:適正受診の促進に向けた取組み(こども未来課)」について、医療費を15歳以下の子どもではなく、「P.4計画」の対象からこどもを18歳までにしていることから、18歳まで医療費補助にするべきではないでしょうか。	頂いたご意見については、こども医療費助成の対象を計画上の「こども」と同様に18歳まで引上げるべきとの趣旨と理解します。 本市においては、こども医療費助成について、県制度や財政状況を踏まえ、対象を中学校卒業までとしているところです。 対象年齢の拡大については、こどもの健全な育成に資する意義ある取組であると認識しておりますが、子育て支援の充実を図るにあたっては、他の施策との優先度等を踏まえ、総合的に判断していく必要があると考えております。 頂いたご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	無

	該当箇所	パブリック・コメント(ご意見)の内容	ご意見への回答	修正
3	p.52	基本理念「夢と希望」とは、誰がどこに向かって抱くものなのか具体的に表してほしいです。 また、「史都」から「まち」に変わった理由。 あわせて、今回から「紡ぎ育てる」という言葉がなくなった理由を教えてください。市として育てることはしないということでしょうか。	●基本理念の「夢と希望」について 基本理念に掲げる「夢と希望」は、こども・若者が自らの将来や生き方に対して抱く前向きな思いを表しています。 具体的には、将来に目標や可能性を見だし、進学、就労、地域活動など、ライフステージに応じて主体的に社会へ参画していくことを目指すものです。 本理念は、こども・若者一人ひとりの個性や多様性を尊重し、それぞれが自分らしく成長し、身体的・精神的・社会的に安心して健やかに生活できる社会の実現を目指すものです。 ●「史都」から「まち」に変わった理由について 「史都」という文言は、第3次系満市総合計画において用いられた表現であり、同時期に策定された系満市次世代育成支援対策行動計画の基本理念にも位置付けられ、その後、第1期から第3期までの子ども・子育て支援事業計画において踏襲されてきました。 一方、現在の上位計画である第5次系満市総合計画では、「史都」ではなく「まち」という表現が用いられております。 このことから、本計画においても上位計画との整合を図るため、「史都」から「まち」へと表現を改めました。 ●「紡ぎ育てる」との文言について 国のこども大綱やこども基本法において、こどもは保護される対象にとど	無

			まらず、権利の主体として尊重され、自ら意見を表明し、選択する存在であることが示されています。 こども計画は、市がこども・若者を「育てる」主体となることを示すものではなく、社会全体でその成長を支援する方向性を明らかにするものです。 そのため、「紡ぎ育てる」という表現を整理し、こども・若者自身を主体とし、社会全体でそれぞれの役割のもと支えるという考え方を明確にしました。	
4	P.44	6 若者の意見聴取。理想の糸満市にするためにしてほしいこと(抜粋)から、若者のダイレクトな意見を把握し、計画策定に反映したものがありましたらご教示ください。	アンケート調査やワークショップ等により聴取した意見につきましては、参考資料「糸満市こども・若者計画へのこども・若者等の意見の反映状況について」において整理しておりますので、ご参照願います。 https://www.city.itoman.lg.jp/uploaded/attachment/20370.pdf	無